

《論 説》

プラトン平等論の発展

— 『国家』から『法律』へ—

新 村 聡

- 1 はじめに
 - 1.1 単純平等と比例的平等
 - 1.2 機会の平等と結果の平等
- 2 『国家』の平等論
 - 2.1 理想国家の探求
 - 2.2 民主政と平等
 - 2.3 貴族政と不平等
- 3 『法律』の平等論
 - 3.1 理想国家論の転換と新しい平等論
 - 3.2 公職選出論と2種類の平等
 - 3.3 寡頭政と比例的平等
- 4 むすび

1 はじめに

1.1 単純平等と比例的平等

平等について考察するときには2種類の平等を区別することが重要である。1つは「単純平等」または「絶対的平等」であり、記号では「 $A=B$ 」と表現できる。たとえば、重さ、長さ、権利、自由、機会、能力などが等しいことである。もう1つは「比例的平等」または「相対的平等」であり、記号では「 $A/X=B/Y$ 」と表現できる。比例的平等は比率が等しいことであり、たとえば、賃金率(時給など)、利潤率、利子率、地代率、必要充足率、税率などが等しいことである。日本語では、単純平等を「平等」、比例的平等を「公平」と呼ぶことが多い。英語のequalityを日本語に訳すときにも、権利や機会については「平等」、賃金や税金については「公平」と訳されることが多い。

2種類の平等を歴史上最初に区別したのはプラトンである。かれは『法律』で、古代ギリシャの都市国家における公職の分配について説明するとき、民主政における単純平等と貴族政や寡頭政における比例的平等を区別している。プラトンの弟子アリストテレスも2種類の平等の区別を継承し、そ

の見解はマルクスやセンなど現代の思想家の平等論にも大きな影響を与えている。しかし古代のプラトンとアリストテレスの平等論は、その重要性にもかかわらずこれまでほとんど研究されてこなかった。本稿の目的は、現代における平等論の諸問題を念頭に置きながら、プラトンの平等論について考察することである。

1.2 機会の平等と結果の平等

プラトンの平等論を考察するに先だって、現代の平等論でしばしば論じられる「機会の平等」と「結果の平等」について検討し、プラトンに始まる2種類の平等の区別が現代の平等論においても有効な分析視角となることを確認しておこう。機会の平等と結果の平等はいずれも単純平等（機会＝機会、結果＝結果）であるが、ある種の比例的平等を暗黙の前提としていることに注意しなければならない。

機会の平等は教育・雇用・昇進などの機会をすべての人に平等に与えることであり「スタートラインの平等」とも言われる。結果の平等は、高い能力を持つ者とそうでない者あるいは勤勉に働く者とそうでない者などに対して、能力や労働の違いを考慮せずに平等に報酬を与えることであり、しばしば「悪平等」と批判されている。

ではなぜ機会の平等と結果の平等が対立し、後者が悪平等と批判されるのであろうか。そのような批判において明示的または暗黙のうちに前提されているのは、機会の平等が存在するのならば、努力して多くの成果をあげた者に多くの報酬を与えること（結果の不平等）が公平であるという見解である。

ただし機会の平等と結果の不平等が是認されるためには、もう1つの重要な条件がある。悪平等を批判する人々が本当に主張したいことは、各人の労働や努力と報酬とが比例すべきであること、言い換えれば労働や努力と報酬の比率が等しいことである。たとえ雇用機会が平等であっても、同一労働同一賃金ではなく、同じ労働に異なる賃金が支払われる場合には、結果の不平等は是認されない。あるいは、入学試験の受験機会が平等に与えられていても、採点基準や合否判定基準が不平等な場合には合否に関する結果の不平等は公平とみなされないであろう。つまり結果の不平等が公平として是認されるためには、機会の平等だけでなく、労働と結果あるいは努力と結果の比例的平等が必要なのである。

結果の平等についても考慮すべき重要な問題がある。結果の平等は、それ自体としては単純平等であるが、多くの場合に「必要に応じた分配」という比例的平等が明示的または暗黙の前提となっている。たとえば近年しばしば主張される結果の平等の例として、児童手当と給付型奨学金について考えよう。いずれも養育費や学費などの必要に応ずる給付であり、比例的平等の一種である。しかしさまざまな理由から定額が給付されることが多い。たとえば養育費や学費の必要額の個人差が小さいとか、必要額の一部しか給付されないとか、あるいは必要額を査定する手間を省くなどの理由である。定額給付は外見上は単純平等に見える。しかし、児童手当は児童数によって家庭ごとの給付額が異なり、奨学金は未就学者には支給されないのであるから、いずれも必要に応じた給付という比例的平等である。

機会の平等と結果の平等はそれ自体としては単純平等である。しかし上述のように、機会の平等では労働と賃金または努力と報酬の比例的平等が前提とされ、結果の平等では必要と給付の比例的平等

が前提とされている。すなわち、機会の平等と結果の平等の対立の背後には、分配の価値基準としての労働原理と必要原理の対立が存在しているのである。機会の平等と結果の平等のいずれにおいても、外見上の単純平等の背後に比例的平等が前提されていることに注意しなければならない。

古代でも現代でも平等をめぐる対立の最大の焦点は、比例的平等の価値基準における対立である。プラトンは分配的正義における比例的平等を歴史上最初に論じた思想家であり、この点にプラトン平等論を現代において再考する大きな意義が存する。プラトンが平等について論述しているのは、中期の代表作『国家』と晩年の大著『法律』である。両著の平等論には大きな違いがあり、プラトンは『国家』では単純平等だけを論じているのに対して、『法律』では「2種類の平等」を区別し、単純平等だけでなく比例的平等についても詳しく論じている。なぜプラトンは『国家』で述べていなかった比例的平等について『法律』で論ずるようになったのであろうか。その理由を考察することが本稿の中心主題である。以下では、第2節で『国家』の平等論、第3節で『法律』の平等論について検討し、第4節で全体の考察をまとめる。

2 『国家』の平等論

2.1 理想国家の探求

プラトンの『国家』の中心主題は完全な国家または理想の政体（国制）とは何かである。この問題はプラトンの『法律』やアリストテレスの『政治学』などにも共通する古代政治思想の中心主題であった。

プラトンは5つの政体を区別しており、その中では貴族政（支配者が1人の場合の王政を含む）が完全な政体であって、他は不完全とされている。かれがとくに重視して優劣を比較している政体は、貴族政、寡頭政、民主政の3つであり、それぞれについて次のように説明している。

貴族政は、能力（徳）のすぐれた者が支配者となる政体である。古代ギリシャの貴族政（*aristocrazia*）と近代の貴族政（*aristocracy*）は語源的にはつながっているが、意味は非常に異なるので注意しなければならない。古代ギリシャでは、貴族（*aristo*）とは本来は軍隊の先頭に立つ勇者を意味する用語であり、そこから転じて、貴族政は能力（徳）の優れた者による政治支配を意味するようになった。それゆえ古代の貴族政はその意味から「優秀者支配政（制）」と表記されることもある。この貴族政（優秀者支配政）は、だれを能力の優れた者とみなすかによって、具体的な統治制度は大きく異なる。以下で詳しく説明するように、プラトンの貴族政（優秀者支配政）は、『国家』では、善のアイデアを認識した1人またはごく少数の哲人による支配を、また『法律』では選挙で公職に選ばれた人々による支配（現代の間接民主政）を意味している。つまり『法律』の民主政と貴族政を現代の用語で表現するならば、それぞれ直接民主政と間接民主政に相当するのである。

寡頭政は「財産の評価に基づいて支配者を決める政体」（Plato 2000: 553A, 訳下193）であり、「富者が支配し、貧乏人は支配にあずかることができない政体」（Plato 2000: 550D, 訳下185）である。これに対して、民主政は多数の貧者を含むすべての市民が平等に政治に参加する政体であり、「たいていの場合にその国における公職はくじで決められることになる」（Plato 2000: 557A, 訳下203）と説

明されている。

2.2 民主政と平等

民主政の最大の特徴は平等である。プラトンは、『国家』では、民主政の平等を支配、自由、財産の3側面から説明しており、これらは現代の用語では、それぞれ参政権の平等、市民的自由の平等、所得・資産の平等にほぼ相当している。プラトンは、『国家』では、これら3つの平等すべてに批判的であった。以下、民主政における3つの平等についてプラトンの説明を聞こう。

第1の支配の平等は、民主政において、自由な市民がくじによって平等に公職に選出されて支配に参加することである。つまり民主政における支配の平等は、具体的な政治制度としては公職抽選制に体现されている。現代においても、英米の陪審員制度や日本の裁判員制度は公職抽選制の一種である。

しかしプラトンは、公職をくじで選ぶことに非常に批判的であり、民主政は「快樂的で、無政府的で、多彩な政体であり、等しい者にも等しくない者にも同じように一種の平等を与える政体である」(Plato 2000: 555C, 訳下206-207)と述べている。プラトンは、能力(徳)のすぐれた者を支配者とする貴族政こそ最善の政体であると考えていたので、能力の個人差を考慮せずに、くじによって公職を平等に選出する民主政はいわば悪平等の制度として批判するのである。

民主政を特徴づける第2の平等は、言論と行動における自由の平等である。プラトンは民主政における自由の平等に対しても非常に批判的であり、次のように述べている。

「この人々は自由であり、またこの国家には自由が支配していて、何でも話せる言論の自由がゆきわたっており、そこでは何でも思いどおりのことを行うことが放任されている。」(Plato 2000: 557C, 訳下204)

「このような国家においては、必然的に自由の風潮は隔々にまで行き渡って、その極限に至らざるを得ないであろう。……父親は子供に似た人間になり、息子たちを恐れるように習慣づけられ、他方、息子は父親に似た人間になり、両親の前で恥じる気持ちも怖れる気持ちも持たなくなるであろう。自由であるために。そして、居留民は市民と、市民は居留民と平等化されて同じような人間となり、外国人もまた同様ということになる。……一般に若者たちは年長者と対等に振る舞って、言葉においても行為においても年長者と張り合い、他方、年長者たちは若者たちに自分を合わせて、面白くない人間だとか権威主義者だとか思われないうちに、若者たちをまねて機知や冗談でいっぱいの人間となる。……このような国家に生じる最大の自由は、買われてきた奴隷たちが、男でも女でも、買った方の主人に少しも劣らず自由であるという状態のうちに達成されるであろう。さらに、女の男に対する、また男の女に対する関係のうちに、どれほどの平等と自由が生ずるであろうか。」(Plato 2000: 562E-563B, 訳下219-220)

プラトンは古代アテネにおける現実の民主政について語っているのではない。古代アテネでは、自由人と奴隷、男性と女性の不平等は当然視されていた。しかしプラトンは、民主政に内在する自由と平等の原理を徹底していけば、上述のようなあらゆる人間の自由の平等に行きつくことになるかと警告

しているのである。プラトンの平等観は近代的な平等観と評価自体は正反対であるとはいえ内容的には非常に近く、かれの卓見を示すものと言えるであろう。

プラトンが指摘する民主政の第3の平等は、財産の平等である。プラトンは、「すべての者が金をもうけることに努めるとしたら、たいいていの場合に生まれつきもっともきちんとした性格の人々がもっとも金持ちになるだろう」(Plato 2000: 564E, 訳下224)と述べており、財産の不平等に必ずしも反対ではなかった。とくにプラトンは民主政における財産の再分配に批判的であり、民衆指導者が行う富裕層から貧民層への所得移転について、「先頭に立つ指導者たちは、持てる人々から財産を取り上げて民衆に分配しながら、大部分を自分で着服する」(565A, 訳下225)と批判的に論述している。

以上のように、『国家』のプラトンは民主政における支配、自由、財産の平等すべてに批判的であった。

2.3 貴族政と不平等

プラトンは、『国家』では、平等が民主政に固有の政治理念であると考えており、貴族政や寡頭政を論ずるときには平等に言及していない。貴族政は、市民の能力(徳)の違いに応じて支配権を不平等に与える政体であり、平等とは考えられていなかった。では、支配者と被支配者の能力の違いは何に起因するのであるのか。プラトンは人間の生得能力を金・銀・銅・鉄になぞらえて、次のように説明している。

「神は、君たちを形作るに当たって、君たちのうちで支配者として統治する能力のある者には、誕生に際して金を混ぜ与えたのであり、それゆえにこの者たちはもっとも尊重されるべき人々なのである。またこれを助ける補助者としての能力ある者たちには銀を混ぜ、農夫やその他の職人たちには鉄と銅を混ぜ与えた。……神が、国家を支配する者たちに告げたもっとも重要な命令は……子供たちの魂の中にこれらの金属のどれが混ぜ与えられているのかということのを他の何よりも見守らなければならないことである。」(Plato 2000: 415B-C, 訳上253)

このようにプラトンは各人の生得能力に応じて、支配者、支配補助者、農夫、職人などの地位・職業が与えられるべきであると主張している。ただしプラトンは、金銀銅鉄の生得能力が両親からの遺伝によると考えていたわけではなかった。かれは上述の引用文に続けて、守護者(支配者)の責務を次のように述べている。

「もし自分自身の子供に銅や鉄を混ぜ与えられた者がおれば、いささかも不憫に思うことなく、その生まれつきに適した地位を与えて職人や農夫たちの中へ追いやらなければならない。またもし逆に、職人や農夫たちから金または銀を混ぜ与えられた子供が生まれたならば、これを尊重して昇進させ、それぞれを守護者と補助者の地位につけなければならない。」(Plato 2000: 415B-C, 訳上253)

つまりプラトンは、生得能力の重要性を強調したが、それを両親から受け継ぐとは考えていなかったのである。プラトンは能力をもっとも重視するがゆえに貴族政(優秀者支配政)を支持したのであ

り、名門の家柄に生まれた者に能力と無関係に高い地位を与える世襲制の寡頭政や僭主政を支持しなかったのである。

プラトンは生得能力を重視したが、教育の役割を認めなかったわけではない。それどころか『国家』と『法律』の中心主題は教育であると言えらるほどである。しかしプラトンは、生得能力（自然的素質）は教育よりもいっそう重要であると考えていた。かれは自然的素質が教育の成否を左右することを次のように指摘している。

「君が、自然本来の素質において、ある人はあることに向いているのに、他方の人は向いていないと言っていたのは、一方の人はそのことを楽々と学ぶのに対して他方は難渋しながら学ぶという場合のことか。または、一方は一を聞いて十を知るが、他方はさんざん教えられ練習しながら、教えられたことを覚えることさえできないということか。……君は、こういったこと以外の何かによって、それぞれの事柄に生来向いている人とそうでない人とを区別していたのかね。」(Plato 2000: 455B-C, 訳上354)

要するにプラトンは、最初に子どもたちの自然的素質を見きわめ、次に各人の自然的素質に応じた教育を与えて能力を最大限にまで高めて、最後にこうして形成された能力にふさわしい地位や職業を与えるべきであると考えたのである。人間能力の発達が自然的素質と教育の両者によって影響を受けることはどの思想家も認めることであり、見解が分かれるのは、自然的素質と教育のどちらをより重視するかである。プラトンとアリストテレスは自然的素質を重視する代表的な論者であり、これに対して、近代のホップズやスミスは教育が自然的素質よりもはるかに重要であると教育の重要性を強調するのである（新村 2016b: 51）。

3 『法律』の平等論

3.1 理想国家論の転換と新しい平等論

前節で述べたように、プラトンは、『国家』では、最善の政体は理想的な哲人統治者が支配する貴族政であると主張していた。その後かれは、ギリシャの植民都市シケリアで僭主ディオニソス2世を助けて理想国家を実現しようと企てるが、完全な失敗に終わる。プラトンは、この政治体験を通じて、理想的な哲人統治者を現実に見いだすことは非常に困難であり、『国家』で提示した最善の政体は実現不可能であることを認識するにいたるのである。

しかしプラトンは、理想国家の追求を完全にあきらめたわけではなかった。かれが晩年に10年近い歳月を費やして執筆した大著『法律』の中で、最善の国家が実現困難な場合にめざすべき次善の国家（実現可能なものとしては最善の国家）のヴィジョンを新たに提示している。そこで主張されるのが、「法の支配」「混合政体」「三権分立」「代議制」などの近代民主主義に継承される政治理念である。

プラトンは、『国家』から『法律』へ、理想の政体に関する見解を大きく転換し、それにともなって平等論も発展させている。かれは『国家』では最善の政体だけを主張していたのに対して、『法律』

では次善の政体について論ずるようになり、さらにそうした次善の政体を基礎づけるために比例的平等論を主張するのである。したがって、以下では、プラトンの政体論の転換と平等論の発展を結びつけて考察する。

プラトンは、『法律』で、クレタ島に新植民国家を建設するという想定のもとで、登場人物のアテナイからの客人（プラトンの代弁者）に、最善の政体とそれが実現困難な場合にめざすべき次善の政体について語らせている。プラトンは、『法律』第5巻で建国の土台となる財産所有の平等について述べ、第6巻で公職の任命について詳しく論述している。かれはどちらの巻でも次善の政体とその基礎となる比例的平等について述べているが、次善の政体の内容は両巻で同一ではなく、第5巻では財産に応じて公職を分配する寡頭政と他の政体との混合政体が、また第6巻では能力に応じて公職を選挙する政体が主張されている。そしてそれぞれの基礎となる比例的平等論も異なっている。以下では、まずプラトンの見解が比較的単純な第6巻の公職選出論を検討してから、次に第5巻の財産所有論に基づく混合政体論を考察する。

3.2 公職選出論と2種類の平等

プラトンの統治者像は『国家』と『法律』で大きく異なっている。とくに重要なのが「人の支配」から「法の支配」への転換であり、後者は以下で考察するプラトンの公職選挙論の大前提となっている。プラトンは『法律』第9巻で、法の支配について次のように述べている。

「神の恵みによって、世の中に誰か、生まれながらに十分な能力をそなえた者が現れてきて、そのような絶対的支配者の地位に就くことができたとすれば、その人は自分自身を支配すべきいかなる法も必要としないであろう。なぜなら、いかなる法も、いかなる規則も、知識にまさりはしないし、また知性が何かの従者や奴隷であることは許されないからである。そして、もし知性が、その本来あるべき姿どおりに、本当に真正なものであり、自由なものであるならば、知性はすべてのものの支配者であるのが当然だからである。しかし現実には、そのような知性はどこにも決して見出されない。だからそれゆえにこそ、われわれは次善のものとして規則や法を得なければならない。」(Plato 1970: 875C-D, 訳下220-221)。

つまり最善の政体は完全な支配者が法律を超越して支配することであり、それが実現できない場合にめざすべき次善の政体が、法による支配者の支配つまり法の支配なのである。

プラトンは、『法律』では、支配者と法の関係だけでなく、支配者の具体的なあり方についても見解を大きく転換している。かれは、優秀者が支配者になるべきであるという『国家』の能力主義の見解を『法律』でも基本的に維持しているが、優秀者の意味内容が大きく転換している。『国家』では、1人または少数の絶対的な優秀者が法律を超越して支配すると考えられていたのに対して、『法律』では、能力の優れた多数の人々が公職に選挙されて法律に従いながら統治する政体（公職選挙制）が構想されている。『国家』の統治者は最高的人格と能力をそなえた絶対的な優秀者であるのに対して、『法律』の統治者は他の人々に比べれば公職によりふさわしい相対的な優秀者にすぎない。

統治者像の転換にもなって、優れた統治者を選ぶ方法も大きく転換する。『国家』では、自然的素質のもっとも優れた子どもを選抜して最高度の教育を与えることが強調されているが、そうした人々の中から支配者を選ぶ方法については具体的に述べられていない。プラトンは、『国家』では、理想的な支配者の教育と選抜について非常に楽観的であったといえる。しかしその楽観はシケリアの政治体験によって裏切られるのである。

プラトンは、『法律』では、統治者としてさまざまな公職を列挙し、職務・任期・選出方法を法律で定めている。プラトンが挙げている公職は、護法官、将軍、騎兵隊長、歩兵隊長、評議会議員、都市保安官、市場保安官、地方保安官、神官、音楽・体育・教育関係の役人などである。そしてプラトンがもっとも重視する選出方法が選挙であった。

プラトンは、『国家』では、民主政における支配の平等の制度としてくじによる公職の選出を批判していたが、それに対して能力のもっとも優れた人を公職に選出する具体的な制度を提案したわけではなかった。しかしプラトンは、『法律』では、民主政のくじに対して、能力の優れた人を公職に選出する方法として選挙の重要性を強調している。そして、くじと選挙の差異を理論的に説明するために、2種類の平等を区別するのである。プラトンは、政務審議会議員の選出方法にくじと選挙という2種類の方法があることを述べたあと、次のように説明している。

「2種類の平等（均等）があり、それらは名前は同じであるが、実際には多くの点でほとんど正反対のものである」。第1の平等は「尺度、重さ、数の平等」であり、尺度、重さ、数などが等しいことを意味している。第2の平等は、「もっとも真実な、もっとも良き平等」であり、「より大きな者にはより多くを、より小さな者にはより少なくをと、双方の本性に応じて適切なものを分配」することである（Plato 1970: 758A-C, 訳上339）。

プラトンはこれら2種類の平等を、民主政と（選挙）貴族政という2種類の政体の区別に、すなわち、公職選出方法におけるくじと選挙の区別に対応させて説明している。第1の「数の平等」（単純平等）とは、民主政のもとで、すべての市民が参加する民会のように、自由人として平等なすべての市民に平等に公職が与えられる選出方法に対応している。プラトンは、議員や裁判員のように公職の数が限られている場合にはくじが用いられることについて次のように述べている。「一方の平等は、どんな国家、どんな立法者でも、荣誉〔ある公職〕を与える際に容易に導入できる。これは、尺度、重さ、数の平等であり、分配にくじを用いることによってその平等を調整できる。」（Plato 1970: 758B, 訳上339）

これに対して、第2の平等である比例的平等は、実現可能な最善の政体である（選挙）貴族政のもとでの選挙による公職選出に対応している。プラトンによれば、この平等は、「とくに荣誉〔ある公職〕について、徳のより大きな者につねにより大きな荣誉〔ある公職〕を、また徳と教養において反対状態にある者にはそれにふさわしいものを、そのつど比例的に分配する」（Ibid.）ことである。以上を要約すれば、単純平等は民主政の公職抽選制に、比例的平等は（選挙）貴族政の公職選挙制に対応する平等原理なのである。

プラトンはなぜ『法律』で2種類の平等を区別するようになったのであろうか。『国家』では、平

等は民主政だけの原理であり、貴族政のもとでは、少数の哲人統治者とそれ以外の大多数の被支配者との不平等な関係が基本であって、支配の平等は問題にはなりえなかった⁽¹⁾。それゆえ『国家』では、民主政の平等と貴族政の不平等との対比が可能だったのである。しかし『法律』では、貴族政のもとで支配するのは、少数の哲人統治者ではなく公職に就く比較的多数の優秀者となった。その場合には、能力の優れた者とそうでない者との間の不平等だけでなく、同程度に能力の優れた者の中で公職を平等に分配することが必要になる。こうして『法律』では、能力の不平等を前提としながら、同程度に能力が優れた者の中での平等、つまり不平等を前提とした平等が論じられるようになったのである。これこそプラトンが、『法律』において2種類の平等を区別して論じた理由であったと考えられる。比例的平等は、人間の能力に比例する平等であり、能力の不平等と分配される公職の不平等を前提としながら、能力と公職の比率の平等を求める。それはまた同等の能力を有する人々の中での公職の平等であり、その意味で、集団間の不平等を前提とした集団内の平等なのである。

3.3 寡頭政と比例的平等

プラトンは、『法律』第5巻で、クレタ島に新植民国家を建設するという想定のもとで、財産所有に関する最善の政体と次善の政体について次のように述べている。

「熟慮と経験とを積み、国家の建設は最善というわけにはいかず、次善にならざるをえないことがわかるであろう。人は……次善の国家を受け入れないかもしれない。もっとも正しいやり方は、最善の政体、第2の政体、第3の政体を語り、その上で建国の各責任者に選択をゆだねることである。」(Plato 1970: 739A-B, 訳上305)。

財産所有に関して、プラトンが主張する最善の政体は、全財産の完全共有制である (Plato 1970: 739C, 訳上306)。そしてこれが実現できない場合にめざすべき次善の政体が、土地所有の平等である。プラトンは、『国家』に比べて『法律』では財産所有に関して非常に平等主義的になっている。かれが提案する次善の政体では、土地と家はすべての市民に平等に分配され、耕作は個別に行われる。分配される土地と家は国全体の共有とされており、各市民に分配されるのは実質的には使用权である。分配地は子供の1人が相続できるが、売買は禁止されている。金銀の所有は日常の交換に必要なものだけが許可され、それ以外の金銀の個人所有と貸借は禁止されている。プラトンは、土地や貨幣などの財産の不平等がいったん生じてしまうと、その後に土地の再分配や債務取消(債権放棄)を行うことは非常に困難であると考えていた。それゆえかれは、将来に土地所有や貨幣所有の大きな不平等が生じないように、建国の時点で平等が持続可能な所有制度を創設することを構想したのである。その内容は、上述のような土地所有と貨幣所有のきびしい上限規制であった。

しかしプラトンが構想する新植民国家の次善の政体は無階級社会ではなく、土地所有は平等であっても、他の財産の不平等は一定の範囲内で許されていた。プラトンによれば、各市民は建国のために移住するときに持参する財産が異なり、そのために4つの財産階級に分かれるのである。各階級の住

(1)『国家』でも、能力に応じて支配者と支配者補助者とに分けられており、比例的平等の萌芽が見られる。

民は、分配される土地の評価額を基準としてその2倍・3倍・4倍まで財産所有を許されていた⁽²⁾。

ここでプラトンは1つの難問に直面する。平等をめざす理想国家における不平等な財産階級の存在である。この平等と不平等の矛盾を解決するためにプラトンが示す解決策は、「国家が万人に平等な機会を提供する」ことであった。プラトンは、4つの財産階級に提供される平等な機会について次のように述べている。

「公職や税金や分担金の決定に当たって、各人の価値（worth）を、たんに自分自身または祖先の徳だけでなく、身体の強さや容姿、さらにかれの富または貧しさも考慮して、評価する。こうして人々は、可能な限り、公職を比例的に不平等という厳密に平等な条件（*exactly equal terms of proportional inequality*）によって与えられ、争うことがないようにする。」（Plato 1970: 744B-C, 訳上316）

この引用文は、プラトン平等論の理論的到達点を示す非常に重要な文章である。プラトンが主張する新しい平等は、国家が「公職や税金や分担金」を各人の「価値」に応じて分配する「比例的に不平等」という「平等な条件」による分配である。ここでプラトンは、比例的平等における平等と不平等の表裏一体の関係を明確に認識している。比例的平等は、結果に注目すれば不平等であり（「比例的に不平等」）、比率に注目すれば平等である（「平等な条件」）。たとえば所得が異なる階級は所得に応じて税を負担するべきであり、税額は不平等で税率は平等でなければならないのである。

比例的平等は、不平等を前提とする平等であり、平等は次の2点に存している。第1に、財産所有は不平等であり、公職や税金も不平等であるが、両者の比率は平等である。つまり比例的平等は、2つの不平等なものの比率の平等である。第2に、4つの財産階級相互では公職や税金の分配は不平等であるが、各階級の内部では平等である。つまり比例的平等は、集団間の不平等を前提とした集団内の平等であり、いわば仕切られた平等である。

比例的平等において不平等と平等が表裏一体であることは、さまざまな時代のさまざまな種類の比例的平等に広く見られる一般的構造である。たとえば、男性だけの普通選挙権は、男性と女性の集団間不平等を前提として、全男性に平等に選挙権を与え、全女性に平等に選挙権を与えないという集団内平等を意味している。そして集団間不平等を正当化するために、男女の能力の不平等に応じて選挙権も不平等であり、能力と選挙権は対応している（比率は平等である）と主張されるのである。

プラトンの比例的平等論でさらに注目すべき点は、公職や税金の分配の基準となる人間の価値における多元性の認識である。上述の引用文で、プラトンは、分配の価値基準として、財産だけでなく徳、身体の強さ、容姿、祖先などを列挙している。財産や祖先によって公職を分配するのは寡頭政の特徴であり、徳や身体の強さによって公職を分配するのは貴族政の特徴である。つまりプラトンは、人間の価値を評価する多様な価値基準が現実の社会には並存しており、さまざまな政体の差異は価値基準

(2) プラトンがモデルにしているのは、古代ギリシャにおける財産等級制である。ソロンの法では、年間の生産高に応じて、500石級、騎士級（300石）、農民級（200石）、労務者級の4階層に分かれていた。騎士は馬を飼育できるほど富裕な者、農民は自費で武器を調達して重装歩兵として参戦できる富裕な者であり、上位3階層から公職（役人）が選ばれた。最下層の貧しい労務者階層は、民会への参加と裁判員（陪審員）の抽選だけが認められていた。

の差異に還元できることを認識したのである。貴族政と寡頭政の対立は、公職や税金を分配するときの価値基準を、徳や身体の強さに見出すかそれとも財産や祖先に見出すかという価値観の差異に由来するのである。

最後に、プラトンの政治思想の到達点を示すのが混合政体論である。プラトンは、上述の引用文において、人間の価値を測る多様な価値尺度が並存する場合には、特定の価値だけを絶対視するのではなく、さまざまな価値をすべて考慮することを主張している。具体的には、徳を価値とする貴族政と富や家柄を価値とする寡頭政の混合政体である。プラトンは公職の選出においても、くじと選挙を併用すること、つまり民主政と（選挙）貴族政とを混合することを提案している。プラトンの混合政体論は、アリストテレスやポリュビオスを経由して、近代西欧の政治思想に継承されていく⁽³⁾。

4 むすび

以上、プラトンの『国家』と『法律』を比較しながら、かれの平等論について考察してきた。プラトンは、歴史上初めて2種類の平等を明確に区別した思想家であった。かれは、ギリシャの都市国家における公職の分配について、人間の価値の差異を考慮せずにくじで公職を分配する民主政よりも、優れた能力の人間を公職に選挙する貴族政がより望ましい政体であると主張した。しかしかれは、人間の価値として能力をもっとも重視しつつも、多様な価値が対立する現実社会では、さまざまな価値を共存させる混合政体が最終的には実現可能な最善の政体であると提案したのである。

プラトンの平等論は弟子のアリストテレスによって継承されさらに発展させられる。アリストテレスは、プラトンから、2種類の平等、比例的平等における価値の相対性、能力主義、実現可能な最善の政体としての混合政体などの思想を継承し、理論的に体系化するのである。

プラトンに始まる比例的平等論は、近代のホッブズにおいて大きく転換することになる。人間の価値に比例して支配権を分配する比例的平等は、比率の平等であると同時に結果の不平等であり、能力差を理由とする不平等の正当化論になりえた。プラトンとアリストテレスは、人間の能力の格差を理由として、自由人による奴隷の支配や男性による女性の支配を正当化したのである。これに対して、近代のホッブズは、人間の価値とりわけ能力を基準とする比例的平等の思想が奴隷制を正当化していることをきびしく批判し、人間の価値の格差とは無関係なあらゆる人間の権利の平等を主張するのである。

権利の平等は、それ自体としては「権利＝権利」という単純平等である。しかしホッブズは、自己保存に必要なものへの権利や労働の成果に対する権利を主張するので、そこから、必要に応じた分配と労働に応じた分配という新しい比例的平等の観念が成立するのである。こうしてプラトンに始まる単純平等と比例的平等の区別は、平等論の全歴史を貫く最重要な基軸概念となっていく。その展開過

(3) 近代の分配的正義においても、複数の価値基準が対立する場合に、実現可能な最善の制度として混合制度が提案されることはよく見られる。たとえば、賃金制度において、功績（労働）原理に基づく時間給や業績給と、必要原理に基づく通勤手当や扶養家族手当が並存しており、年金制度においても、必要原理に基づく最低保障年金と功績原理に基づく保険料比例年金とが並存している（新村 2006 参照）。

程を考察することが次の課題である。

参 考 文 献

- Plato, 2000, *The Republic*, Ferrari, G. R. F. (Ed.), Cambridge: Cambridge University Press. (藤沢令夫訳『国家』上下, 岩波文庫, 1979年) (英訳ページ数はステファヌス版全集による)
- Plato, 1970, *The Laws*, Saunders, T. J. (Ed.), London: Penguin Books. (森進一・池田美恵・加藤彰俊訳『法律』上下, 岩波文庫, 1993年) (英訳ページ数はステファヌス版全集による)
- 内山勝利, 1993, 「理想国家と民主主義－プラトンの政治思想における理想と現実」『理想』(651), 12-22。
- 大久保正健, 1987, 「プラトンにおける正義の概念」『杉野女子大学・杉野女子大学短期大学部紀要』24, 119-135。
- 奥田和夫, 2012, 「プラトンの政治哲学：哲人王, 『法の支配』, 国制論をめぐって」『法政哲学』(8), 29-43。
- 菅隆明, 1990, 「プラトンと平等」『西日本工業大学紀要 人文社会科学編』6, 17-26。
- 竹内章郎, 2010, 『平等の哲学』大月書店。
- 新村聡, 2006, 「平等と不平等の経済学－新自由主義的〈平等〉と福祉国家的〈平等〉の対立－」『季刊 経済理論』43(1), 26-35。
- 新村聡, 2016a, 「アダム・スミスの平等論と分配的正義論」『立教経済学研究』69(4), 49-67。
- 新村聡, 2016b, 「ホッブズにおける近代的平等論の成立」『岡山大学経済学会雑誌』47(3), 47-63。
- 松田安央, 1987, 「プラトン『法律』篇の正義論」『西洋古典研究会論集』(5), 1-14。

Evolution of Plato's Thought on Equality: From *the Republic* to *the Laws*

Satoshi Niimura

Abstract

It is generally held that there are two kinds of equality. One is simple or absolute equality that can be described as $A = B$ and the other is proportional or relative one, described as $A/X = B/Y$. Plato was the first to distinguish these. He describes only simple equality in the *Republic*; however, he adds proportional one and distinguishes these two kinds of equality in the *Laws*. Why does he distinguish them here? This article considers the evolution of Plato's thought on equality from the *Republic* to the *Laws*, and it clarifies the reason for the change.

Plato argues in the *Republic* that equality is a principal feature of democracy, of which he is so critical. Plato mentions three elements of equality in democracy; namely, those of rule, liberty and wealth. First, Plato argues that the equality of rule concerns the equal right of all citizens to participate in politics, especially the right to be chosen to public offices by lot. Second, the equality of liberty mainly exists in liberties of speech and action. Third, the equality of wealth is achieved by the transfer of wealth from the rich to the poor citizens.

Plato has drastically changed his thought on politics and equality by the time of the *Laws*, wherein he proposes "the second best constitution", because he thinks that the best one can never be attained in reality. He insists that public officials should not be chosen by lot, as in democracy, but by vote, as in electoral aristocracy. Plato has also changed his ideas on aristocracy and equality in the later dialogue. He thinks in the *Republic* that the relationship between citizens in democracy is equal, whereas that between a few rulers and the populace in aristocracy is definitely unequal; consequently, he thinks that there is just simple equality. However, Plato argues in the *Laws* that many people should be elected to various public offices, in proportion to their different abilities. In this manner, though the relationships between different kinds of officials are unequal, those between the officials of the same kind are equal; moreover, the ratios of their abilities and offices are also equal, as these are proportional. Thus, Plato distinguishes two kinds of equality in the *Laws*: namely, simple equality in democracy and proportional one in electoral aristocracy.